日時 令和5年9月1日(金)

午後2時から3時30分まで

場所 勤労者福祉センター2階 2-1会議室

令和5年度松本市食品安全懇話会(第1回)

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 今和4年度松本市食品衛生監視指導計画の実施報告
- 4 懇話会 食物アレルギーに対する対応、取組みについて
- 5 事務連絡
- 6 閉 会

令和5年度 松本市食品安全懇話会(第1回) 出席者名簿

【委員】

	区分	氏名	所属団体等
1	学識経験者	髙木 勝広 (委員長)	松本大学大学院 健康科学研究科
2	消費者	梶原 悠	一般公募
3	消費者	川上 百合子	一般公募
4	消費者	三村 一晴	一般公募
5	消費者	井口 貴代	生活協同組合コープながの
6	消費者	赤羽 みち子	松本市食生活改善推進協議会
7	生産者	小松 博幸	松本ハイランド農業協同組合
8	事業者	永瀬 完治	松本食品衛生協会
9	事業者	村田宏和	長野県調理師会松本広域支部
10	事業者	塩原 靖史	株式会社はやしや
11	事業者	伊藤 博史	株式会社デリシア
12	学識経験者	小林 賢二	長野県食品衛生コンサルタント協会
13	行政	長谷川 雅倫	松本市 産業振興部 農政課

※敬称略、順不同

行政 松本市職員 宮尾 佳代 学校給食課 西部給食センター 担当係長

【事務局】

	所属	氏名	所属
1	職員 (委員を兼務)	大和真一	松本市保健所 食品・生活衛生課 課長
2	職員 (委員を兼務)	園田 春美	松本市保健所 食品・生活衛生課 係長
3	職員	大月 さやか	松本市保健所 食品・生活衛生課 主査
4	職員	吉池 祐司	松本市保健所 食品・生活衛生課 主査
5	職員	二木 晴久	松本市保健所 食品・生活衛生課 主任

令和4年度松本市食品衛生監視指導計画の実施結果

令和4年度 立入検査実施件数(令和4年4月~令和5年3月)

許可を要する施設について、800件の立入検査を実施しました。

	施設の種類	対象施設数	計画件数	実施件数	監視	状況
	が四大マンイ王大兵	(令和3年9月現在)	可画厅妖	大旭什妖	指導施設数	指導率(%)
	飲食店営業	3,535		530	244	46.0
	調理機能を有する自動販売機	0				
	食 肉 販 売 業	60		22	11	50.0
	魚 介 類 販 売 業	80		65	33	50.8
	魚 介 類 競 り 売 り 業	2		4	3	75.0
	集乳業	0				
	乳 処 業	3		2	1	50.0
	特别牛乳搾取処理業	0				
	食 肉 処 理 業	22		8	6	75.0
	食品の放射線照射業	0				
	菓 子 製 造 業	386		72	41	56.9
	アイスクリーム製造業	49		16	10	62.5
	乳 製 品 製 造 業	11		6	4	66.7
=4	清涼飲料水製造業	13		5	2	40.0
許可	食肉製品製造業	4		1	1	100.0
可を要す	水産製品製造業	1				
要	製 水 雪 製 造 業 造 卵 製 造 業 食 用 油 脂 製 造 業	1				
する	造液卵製造業	1		1		
食		2		2		
品	販 みそ又はしょうゆ製造業			_		00.0
関	売 酒 類 製 造 業	12		5	4	80.0
係営業施	業 豆 腐 製 造 業 等 納 豆 制 造 業	9		2	2	100.0
業		1			0	40.0
施	麺類製造業			5	2	40.0
設	そうざい製造業	91		20	9	45.0
	複合型そうざい製造業			1	1	100.0
	冷凍食品製造業	0		0		
	複合型冷凍食品製造業漬物製造業	2		0		
	密封包装食品製造業	3		3	1	33.3
	食品の小分け業	0		0	1	JJ,J
	添加物製造業	5		2	1	50.0
	※ み そ 製 造 業	8		2	1	50.0
	※ 醤油製造業	4		1	1	100.0
	※ ※ ※ お話又は瓶詰食品製造業			5	2	40.0
	※ ソース類製造業	5		2		10.0
	※食品の冷凍冷蔵業			4	1	25.0
	※ 喫 茶 店 営 業			14	6	42.9
	中計	4,542		800	387	48.4
	学校	14			_ <u> </u>	
給	病院・診療所	15				
食施	事業所	2			施設と届出施	
施	保 育 所	54		混在	するため、別	掲。
設	その他の社会福祉施設等	52				
	中計	137		,		r
	合計 ※ 対北工業の許可業種	4,679	1,000	800	387	48.4

※ 法改正前の許可業種

令和4年度 立入検査実施件数(令和4年4月~令和5年3月)

届出を要する施設について、193件の立入検査を実施しました。

	Li.	in the second second	and the late Notes	監視状況			
	旅	重設の種類	実施件数	指導施設数	指導率(%)		
		魚介類販売業(包装)	11	4	36.4		
		食肉販売業(包装)	24	6	25.0		
	旧許可業種であった営業	乳類販売業	38	9	23.7		
		氷雪販売業	1				
⊒/7		コップ式自動販売機	6				
正		弁当販売業	2				
食		野菜果物販売業	10				
品		米穀類販売業	3				
年 生	販売業	通信販売・訪問販売	1				
改正食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設		コンビニエンスストア	8	6	75.0		
に		百貨店、総合スーパー	29	3	10.3		
基		自動販売機(コップ式を除く)	1				
2		その他の食料・飲料販売業	4				
届		添加物製造・加工業					
出		いわゆる健康食品の製造・加工業					
を		コーヒー製造・加工業					
安す		農産保存食料品製造・加工業	3				
る		調味料製造・加工業	1				
食	製造・加工業	糖類製造・加工業					
品		精穀・製粉業					
		製茶業					
営		海藻製造・加工業					
業		卵選別包装業					
施		その他の食料品製造・加工業					
政		行商	1				
		集団給食施設	43	23	53.5		
	上記以外のもの	器具、容器包装の製造・加工業					
		露店、仮設店舗等における飲食の提供	6				
		その他	1				
		合 計	193	51	26.4		

(再掲)給食施設の立入検査実施件数(許可施設と届出施設両方を含む)

	施設の種類	対象施設数(令和3年9月現在)	実施件数	監視施設数	指導率(%)
	学校	14	9	7	77.8
給食施設	病院·診療所	15	15	9	60.0
(天) 施	事 業 所	2	2	1	50.0
設	保 育 所	54	23	7	30.4
	その他の社会福祉施設等	52	17	17	100.0
	合 計	137	66	41	62.1

令和4年度 食品等検査実施状況(令和4年4月~令和5年3月)

				A 17 MY 1.A	II.MI.													検査	項目数	女								
			ĵ.	食品等検	[1本致				理化学検査										細菌検査									
松木恆口	国産	芒品	輸	八品		計						食品	添加物	1				動物	用医	薬品			食品	成分 !格	加 工	器	細菌等	
検査項目	計画数	実施数	計画数	実施数	計画数	実施数	実施率(%)	残留農薬	甘味料	保存料	着色料	漂白剤	発色剤	酸化防止剤	防ばい剤	品質保持剤	指定外添加物	抗生物質	合成抗菌剤	その他	かび毒	重金属	別・乳製品の成分規格	その他	1食品中のアレルギー物質	番具及び容器包装の規格	細菌	項目数合計
菓子類	12	10	6	6	18	16	88.9			24	72			8			30											134
アイスクリーム類・氷菓	8	8			8	8	100.0																14				16	30
乳及び乳製品	25	25	1	1	26	26	100.0	66										2	44	6	2		51				47	218
肉卵類及びその加工品	24	24	5	4	29	28	96.6	38		20	12		7				5		20	5							67	174
魚介類及びその加工品	19	19	2	2	21	21	100.0			36			5	2													11	54
冷凍食品	1	1	1	1	2	2	100.0																				4	4
漬物	19	19	3	3	22	22	100.0		12	64	96						40										18	230
果実・野菜及びその加工品	14	14	15	15	29	29	100.0	1,966		20	24	1			4		10										18	2,043
そうざい・弁当類	14	14	1	1	15	15	100.0			12																	72	84
めん類	8	8	1	1	9	9	100.0			12	12					7	5											36
味噌・しょう油	1	1			1	1	100.0			4	12						5											21
穀類・豆類及びその加工品	6	6	1	1	7	7	100.0	186		8	24	3					10					4						235
調味料・ソース類・スープ類	1	1	1	1	2	2	100.0			8																		8
飲料	6	8	3	3	9	11	122.2		9	24	60			3			25				2				4			127
その他の食品	2	2			2	2	100.0			8	24						10											42
器具及び容器包装	1	1	1		2	1	50.0																			8		8
合 計	161	161	41	39	202	200	99.0	2, 256	21	240	336	4	12	13	4	7	140	2	64	11	4	4	65		4	8	253	3,448

令和4年度 立入検査実施件数(令和4年4月~令和5年3月)

1 流通拠点となる食品営業施設

施設の種類	対象施設数 (令和3年9月現在)	立入検査実施件数
スーパー	31	30
魚介類市場	5	19
青果市場	2	2

2 許可を要しない食品関係営業施設

施設の種類	対象施設数 (令和3年9月現在)	立入検査実施件数
野生きのこ販売所	20	11

令和4年度 違反食品の発生状況(令和4年4月~令和5年3月)

1 規格基準違反

食品名	違反の内容	条文	対応内容
アイスクリーム類	成分規格違反	食品衛生法第13条	始末書 1 説 諭 1 申立書 1

2 表示違反

食品名	違反の内容	条文	対応内容
(なし)			

令和4年度 食中毒の発生状況(令和4年4月~令和5年3月)

No.	発生月日	原因施設	患者数	原因物質	行政措置
	(なし)				
	患者数合計				

令和4年度 きのこ衛生指導の状況(令和4年4月~令和5年3月)

指導員数	指導日数	指導件数
3名	95日	346件

令和4年度 食品衛生講習会について(令和4年4月~令和5年3月)

	回 数	参加人数	備考
新規営業者講習会	5	21	長野県と合同開催
食品衛生推進員研修会	2	171	
給食施設等従事者研修会	1	84	
食品衛生責任者実務講習会	3	298	
飲食店組合等講習会	8	196	講師派遣
合計	19	770	

令和5年度 松本市食品安全懇話会

資料

第1回 令和5年9月1日(金) 松本市保健所 食品・生活衛生課

目次

I 食物アレルギーについて

Ⅱ保健所での取組み

I 食物アレルギーについて

食物アレルギーとは

・食物アレルギーとは、食品を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等(アレルゲン)を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで、不利益な症状を起こすこと。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状:かゆみ、蕁麻疹、唇や瞼の腫れ、嘔吐、喘息

重篤な症状:意識障害、血圧低下などの

アナフィラキシーショック(死亡することあり)

食物アレルギーとは

- ・食物アレルギーは、人によってその原因となる原因物質と、その反応を引き起こす量が異なります。 また、同一人物であっても体調によって、その反応も変わるため、個別に判断が必要です。
- ・食品は、我々が生きていくためには必須なものです。 食物アレルギーを持っている方は、アレルゲンが含まれ ている食品は、健康被害が生じ、重篤な症状を呈する場 合もあり、注意が必要です。

食物アレルギー表示制度

食物アレルギーを持つ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、特定原材料(重篤度・症例数が多い品目)を定め、容器包装された加工食品について、該当特定原材料を含む旨の表示が義務となります。

また、過去に<u>一定の頻度</u>で健康危害が見られた<u>品目</u>を特 定原材料に準ずるものとして、表示の推奨をしています。

食物アレルギーの表示に関する経緯

平成13 年3月	アレルギー物質を含む食品の表示制度を創設 〇食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正 (平成13年3月15日公布、同年4月1日施行(14年3月31日まで経過措置) ・特定原材料(義務) 5品目(乳、卵、小麦、そば、落花生) 〇特定原材料に準ずるもの(推奨) 19 品目を通知で規定
平成16年12月	特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加《義務5品目・推奨20品目》
平成20年6月	特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を義務表示である特定原材料に 移行《義務7品目·推奨18品目》
平成21年9月	消費者庁設置
平成25年9月	特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ゴマ」を追加 《義務7品目・推奨20品目》
平成27年4月	食品表示法施行
令和元年9月	特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加《義務7品目・推奨21品目》
令和5年3月	特定原材料に準ずるものであった「くるみ」を義務表示である特定原材料に移行 《義務8品目·推奨20品目》

食品の表示とは

食品の表示制度について

(食品表示法 平成27年施行)

容器包装された一般加工食品等については、基本、個別の原材料、アレルゲン、添加物、栄養成分表示などの表示が必要です(一部省略基準あり)。 食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択し、摂取する際の安全性を確保する上で重要な情報源です。

くるみの特定原材料への移行の経緯

即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査

【調査方法】

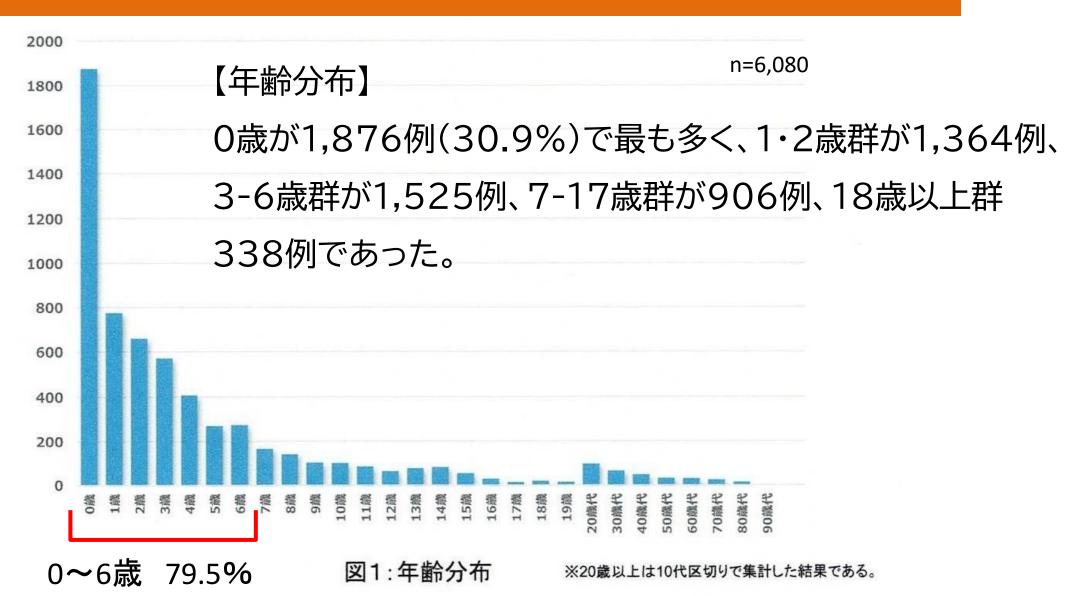
アレルギー専門医の協力の下、3年ごとに、食物アレルギーによる健康被害を生じた患者を全国的に調査・報告。

【調査対象】

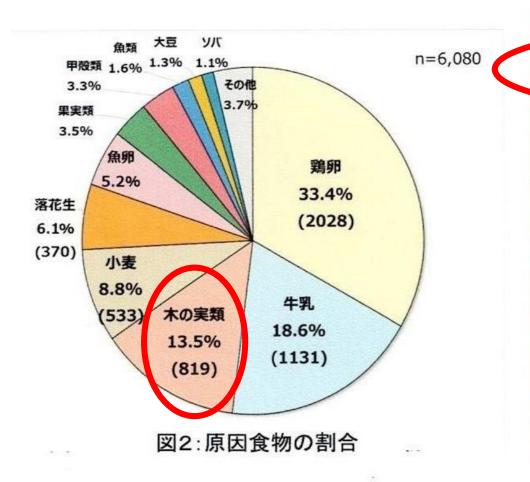
令和2年1月から12月までの6,080例を解析対象とした。 (なお、報告のあった症例のうち、原因物質が特定されていない もの、原因物質が食物以外、不明な症例を除く)

資料: 令和3年度即時型食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査結果(消費者庁) 抜粋

食物アレルギーの年齢分布



即時型食物アレルギーの原因食物



1里規	n â	井に対する%
くるみ	463	7.6%
カシューナッツ	174	2.9%
マカダミアナッツ	45	0.7%
アーモンド	34	0.6%
ピスタチオ	22	0.4%
ペカンナッツ	19	0.3%
ヘーゼルナッツ	17	0.3%
ココナッツ	8	0.1%
カカオ	1	0.0%
クリ	1	0.0%
松の実	1	0.0%
ミックス・分類不明	34	0.6%
合計	819	

表1:木の実類の内訳

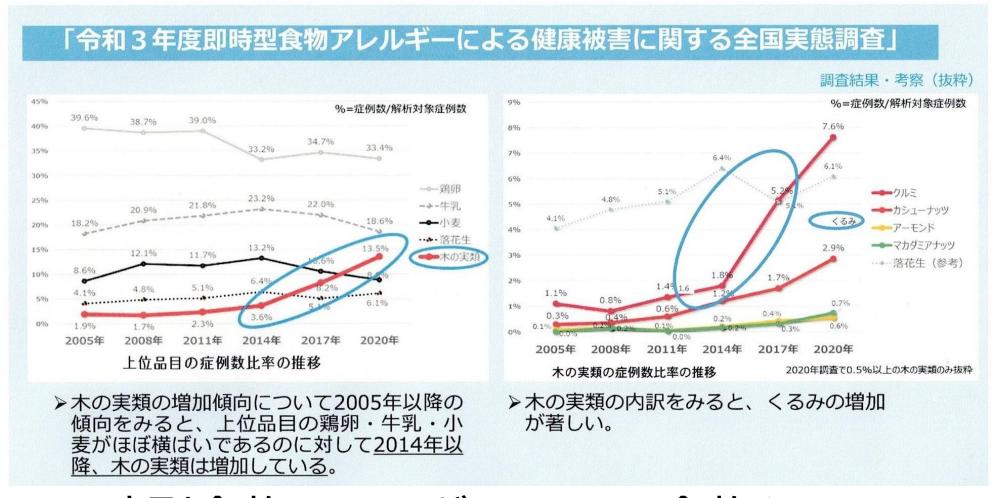
食物アレルギーの初発

	0歳(1,736)	1-2歳(848)	3-6歳(782)	7-17歳(356)	≧18歳(183)
1	鶏卵 61.1%	鶏卵 31.7%	木の実類 41.7%	甲殼類 20.2%	小麦 19.7%
2	牛乳 24.0%	木の実類 24.3%	魚卵 19.1%	木の実類 19.7%	甲殻類 15.8%
3	小麦 11.1%	魚卵 13.0%	落花生 12.5%	果実類 16.0%	果実類 12.6%
4	=	落花生 9.3%		魚卵 7.3%	魚類 9.8%
5		牛乳 5.9%		小麦 5.3%	大豆 6.6%
6					木の実類 5.5%
小計	96.1%	84.2%	73.3%	68.5%	69.9%

注釈:各年齢群で5%以上の頻度の原因食物を示した。また、小計は各年齢群で表記されている原因食物の頻度の集計である。原因食物の頻度(%)は小数第2位を四捨五入したものであるため、その和は小計と差異を生じる。

表2:年齡別原因食物(初発集計)

くるみの即時型食物アレルギーの症例割合の増加傾向



即時型食物アレルギーの原因食物としてのくるみの増加は一時的な現象ではない。

「くるみ」の義務表示について

特定原材料 (基準別表第14)

えびかに

くるみ

小麦

そば

卵

乳

落花生

特定原材料に準ずるもの (通知で措置)

アーモンド、あわび、いか、いく ら、オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、【削除】 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、 バナナ、豚肉、まつたけ、もも、 やまいも、りんご、ゼラチン

義務8品目、推奨20品目

特定原材料 (基準別表第14)

えびかに

【新設】

小麦そば

卵

乳

落花生

特定原材料に準ずるもの (通知で措置)

アーモンド、あわび、いか、い くら、オレンジ、カシューナッ ツ、キウイフルーツ、牛肉、く るみ、ごま、さけ、さば、大豆、 鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、 もも、やまいも、りんご、ゼラ チン

















※くるみの表示については、令和7年3月31日まで経過措置期間あり。

「くるみ」の義務表示について

・特定原材料に準ずる「カシューナッツ」については、現在、木の実類の中で「くるみ」に次いで症例数の増加等が認められることから、可能な限り表示するようお願いします。

表示例

(アレルゲンの表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示も可。)

【個別に表示する場合】

原材料名:じゃがいも(国産)、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(卵・大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)/調味料(アミノ酸等)

【一括して表示する場合】

原材料名: じゃがいも(国産)、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物/調味料(アミノ酸等)、(一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

食物アレルギーの表示について

ポスター・リーフレット 表

リーフレット裏



Ⅱ保健所の取組み

保健所の取組み

- 1 監視
 - ○製造所:アレルギー物質の管理方法、取扱い方法、
 - コンタミネーション防止対策など確認
 - ○製造所及び販売店:アレルギー表示(他項目も含む)の確認
- 2 検査
 - 〇食品検査(収去) アレルギー物質の混入の確認
- 3 食品リコール(自主回収)の対応 アレルギー表示の欠落など自主回収届出対応、再発防止

食品リコール(自主回収)情報の一元公表

改正食品表示法及び食品衛生法(共にR3.6.1施行)に基づき、食品事業者が食品リコール(自主回収)を行った場合の届出が義務化されました。

届出された情報は、国のシステム(食品衛生申請等システム)で一元的に管理・公表されます。

届出の対象(例)

(<u>食品表示法</u>)アレルゲンや消費期限等、表示の欠落や誤りなど (食品衛生法)異物混入、腐敗など

食品衛生申請等システム

- 重要なお知らせ● 食品衛生申請等システムへのアクセス● 利用方法● よくあるご質問
- 問い合わせ先(ヘルプデスク) 関連通知等 その他

重要なお知らせ

オンラインで営業許可申請、営業届出、食品等自主回収報告をすることができるように なりました。

内容(何を選べば良いか、どのように記載すれば良いか等)については、管轄の保健所 へお問い合わせ下さい。(※保健所管轄区域案内)



△ ページの先頭へ戻る

食品衛生申請等システムへのアクセス

食品衛生申請等システム 食品等事業者の方はこちら

一般の方はこちら

△ ページの先頭へ戻る

- 政策について
- 分野別の政策一覧
- ▼健康・医療
- ▶健康
- ▶ 食品
- ▶ 医瘖
- ▶ 医療保険
- 医薬品・医療機器
- ▶ 生活衛生
- ▶ 水道
- ▶ 福祉 · 介護
- ▶雇用・労働
- ▶ 年金
- ▶ 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制
- 審議会・研究会等



QRコード



◆**プログイン** ■マニュアル 本文へ よくあるご質問 (FAQ) 文字サイズの変更



②食品リコール

公開回収事案検索

オープンデータ

食品等営業許可・届出一覧

メニュー

「食品衛生申請等システム」により、オンラインで営業許可等の申請・届出ができるようになりました。

「食品衛生申請等システム」は、2021年6月1日から運用を開始しており、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要のあった、営業許可等の申請・届出が、オンラインで手続きできるようになりました。 手続きの効率化が図れますので、ぜひ積極的にご利用、ご活用いただけるようお願いします。(※)

※ これまでの手続きと同様に、紙による窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。

申請・届出の記載や申請内容に関するお問い合わせは、営業所を所管する保健所へお問合せください。 システムの利用方法や操作方法に関するお問い合わせについては、食品衛生申請等システムのヘルプデスクへお問合せください。 ※同様のお問合せも多く発生しておりますので、お問合せの前に「マニュアル」や「よくあるご質問(FAQ)」もご確認いただけるようお願いいたします。

<	<<	<	1~5件目/5件中	>	>>	>
掲載開如	日 タイトル					
元 2023-	07-25 2023/07/25 σ	システムメンテナ <mark>ンスで</mark> 追	加になった機能			
2023-	07-12 2023/07/12 <i>σ</i>	システムメンテナンスで追	加になった機能			
2021-	04-23 よくあるご質問	よくあるご質問(FAQ)の掲載について				
2021-	04-19 システムからの	システムからのメールが届かない方へ				
元 2020-	07-20 食品衛生申請等	システムをご利用するみな	さまへ(利用規約、プライバシーポリシー等	等)		



→コグイン **■**マニュアル 本文へ よくあるご質問 (FAQ)

> 文字サイズの変更 標準 大 特大

公開回収事案検索

公開されている食品リコール情報を検索します。絞り込み条件を指定して「検索」ボタンをクリックしてください。



く参考>

回収・無償修理等情報をお届けします!



このサイトについて プライバシーポリシーについて

文字サイズの変更







メールサービス ホーム 重要なお知らせ 新規登録情報 高齢者向け 子ども向け

一覧を見る

一覧を見る

すべてのカテゴリー



キーワードを入力してください

り 検索

検索方法について

▶ 家電製品

* 被服品

✓ 文具・娯楽用品

➡ 車両・乗り物

4 その他(特集など)

重要なお知らせ













ヴェラジャパン「馬 脂肪注入冷凍馬肉 (生食用)、ヴェラ

オムロンソーシアル 久野貿易商会「水で ヤマ八発動機「ハン ソリューションズ 「リチウム蓄電池: ル」 - 返金/回収 錠」を搭載した電動

膨らむ不思議なボー ドルロック「一発二

₩ 食料品

📮 住居品

● 光熱水品

₫ 保健衛生品

■ 建物・設備

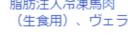
消費生活用製品の重大製品事故:長期使用のエア コン(室外機)についての注意喚起、リコール製品

リコール関連ニュースリリース

2023/08/04

で負傷事故等(電動アシスト自転車)回





新規登録情報



2023/08/04

パル「BEARDSLEY: ドットギャザーワンピース」 - 返金/回収

QRコード

松本市食品安全懇話会 令和5年9月1日

松本市学校給食における 食物アレルギー対応食 提供事業について

松本市教育委員会 学校給食課管理栄養士 宮尾 佳代

本日の内容

- 1 松本市のアレルギー対応の体制
- 2 安全なアレルギー対応食の提供について

3 解除に向けた取り組みについて



1. 松本市の学校給食

5センター3自校給食校

センター

西部学校給食センター東部学校給食センター波田学校給食センター 梓川学校給食センター 四賀学校給食センター

自校

安曇小中学校

奈川小中学校

大野川小中学校

給食提供校数 47校 給食提供食数 約18,300食

2. 松本市のアレルギー対応食提供人数

給食提供人数約18,300人



・・・そのうち

アレルギー対応食提供児童生徒数 164人

西部79人 梓川12人 東部56人 四賀 4人 波田13人 令和5年8月1日現在 アレルギー担当栄養士の配置

西部 3人

東部 2人

波田 1人

梓川 1人

四賀 1人

3-1. アレルギー対応食について

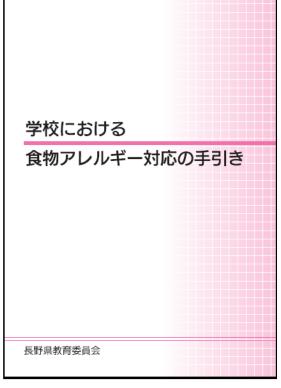
平成11年1月	開始 第2センターアレルギー室 提供人数 7名
平成12年4月	実施要綱の制定
平成13年4月	西部学校給食センター新設
平成17年4月	松本市と梓川村・四賀村・奈川村・安曇村が合併
平成21年8月	東部学校給食センター新設
平成22年3月	松本市と波田町が合併
令和 5年8月	アレルギー対応食提供人数 164名

食べられない食材が含まれる料理のみ対応食の提供 食べられる料理は普通給食をクラスで配膳

3-2.アレルギー対応食について

各種マニュアル





学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル 【令和4年度改訂版】

松本市教育委員会

4-1.アレルギー対応の体制について

食物アレルギー対応委員会の設置

各学校に設置

構成員:校長、教頭、給食主任、アレルギー担当教諭、保健主事、 養護教諭、学級担任、学校医等

校長を責任者とし、児童生徒の食物アレルギーの状況を把握し、全教職員への共通理解を図るとともに、校内での体制整備を図る。また、各関係機関との連携や対応訓練、研修を行う。

4-2.アレルギー対応の体制について

学校でのエピペンの取り扱いについて

エピペンを所持している児童生徒の情報の確認と全職員への周知 各学校で年に1回講習会を行う エピペントレーナーを使用し、ロールプレイ等の 実施

緊急時に適切な対応ができる体制に

5. 対応食開始までの流れ

事前調查•情報収集

新入学児童への調査、アレルギー対応食説明会

意向調查•事前協議

意向調査・学校生活管理指導表の受理

個別面談(保護者、学校、給食センターの3者で面談)

個人ファイルの作成

個別面談調書、個人ごと児童生徒の対応について作成

審查·決定

保護者より事業申請を受け、教育委員会で審査・決定

対応食提供前調整

献立の確認・調整

開始前打合せ

対応について3者での最終確認

対応食提供開始

対応食開始初日訪問

6-1. 対象者

判断基準(参考)

- ①医師の診察、検査により、その児童 生徒が食物アレルギーであると診断 されていること
- ②家庭でもアレルゲンの除去を行う等 の食事療法を行っていること

6-2. 対象者

③医師の診断による「学校生活管理指導表」

(アレルギー疾患用)の提出が必須

学校生	学校医等								
名前	年月日生	生(歳)							
※この生	活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するも								
	病型・治療 (食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) (1) 即時型 (2) ロ腔アレルギー症候群 (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	学校生活上の留意点 1 給食 (1) 管理不要 (2) 管理必要 2 食物・食材を扱う授業・活動	保護者 電話番号:						
ア(カ・	(2) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (5) 医薬品 (3) 運動誘発アナフィラキシー (6) その他() 3 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号にOをし、かつ()内に除去根拠を記載	(1) 管理不要 (2) 管理必要 3 運動(休育・部活動等) (1) 管理不要 (2) 管理必要 4 宿泊を伴う校外活動 (1) 管理不要 (2) 管理必要 5 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に〇がついた場合、該当する食品を使用した料理については、 給食対応が困難となる場合があります。 ■ 難解: 卵殻カルシウム	連絡医療機関 医療機関名: 搬送先の選定は 教急隊に委ねる。 (松本広域消防局管内)						
- / 食物アレルギー (あり・なし)	(5) ピーナッツ 《 》 () に具体的な食品名を記載 (6) 甲殻類 《 》 (すべて・ェビ・カニ) (7) 木の実類 《 》 (木の実類すべて・くるみ・カシュー・アーモンド) (8) ごま 《 》 () (9) 果物類 《 》 () (10) 魚類 《 》 () (11) 肉類 《 》 ()	 □ 牛乳:乳糖・乳清焼成カルシウム □ 魚類:かつおだし・いりこだし・魚醤 □ 小麦:醤油・酢・味噌 □ 肉類:エキス □ 大豆:大豆油・醤油・味噌 □ 製造中のコンタミネーション(混入)で症状が出る原因食品がある。 食品名() 	記載日 年 月 日 医師名 印 医療機関名						
	(3) その他2 《 》 ()) ()) (4 緊急時に備えた処方薬 (1) 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) (2) アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) (3) その他 ()) () () () () () () () ()	食品名() 6 その他の配慮・管理事項(自由記述)	電話番号【必須】 () 一 本表は緊急時には直ちに複写し、救急隊に 渡す。						

7. 給食の内容

普通給食での配慮

そばは提供しない、ナッツ類の使用も控える。 衛生上、魚介類、肉類、卵、野菜類(一部例外あり)は 加熱して提供。

アレルギー対応食献立について

普通給食の献立をもとに アレルギー対応食献立を作成

松本市は代替食を提供

8. 対応している食品

- 卵
- ·牛乳、乳製品
- ・小麦
- ·魚介類
- ・大豆、大豆製品
- ・野菜(もやし、きゅうり、なす、トマトなど)
- ・果物(りんご、みかん、パイン、ももなど)
- ・いも類(里いも、山芋など)
- ・その他(ごまなど)







9. 献立の作成と検討

① 献立案作成→保護者へ送付

アレルギー対応食献立表 使用食材一覧表(原材料が詳細にわかるもの)



献立案を確認し、保護者の承諾を得て確定

② 最終献立表の送付

保護者、学校、給食センターが 同じ献立表を持つ

共通理解のもと対応食を提供

10-1. 調理から喫食まで

- ① 調理担当者の区別化(アレルギー担当栄養士+調理員)作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ
- ② 給食センター内の特別調理室で調理 調理作業における原因食材の混入を防ぐ





10-2. 調理から喫食まで

~調理内容の打合せ~



アレルギー担当栄養士と調理員で、注意して扱うべき原因食材や調理法等について確認します

10-3. 調理から喫食まで

~調理用献立表~

	<u>Cコース</u> ごはん	児童生徒名	00小・6② ア	00小・200 イ	▲▲小·4① ウ	▲▲小・2③ H	▲▲小・1① オ	ロロ小・5④ カ	□□小・3② +	●・小・6① ケ	
}											
	ポテトと大豆のス					\bigcirc	\bigcap)		\bigcirc	
	対が・バーコン(切) たまんがももにじいるでは、 大対のは、 大利のも、 大利のは、 大利のは、 大利のは、 大利のは、 大利のは、 大利のは、 大利のは、 大利のは、 と、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、	5. 15. 10. 25. 5. 10. 5. 3. 0. 3 0. 0	45. 30. 75. 15. 30. 9. 0.	9							
	ハンバーケりんごソー	7	\bigcirc	\bigcirc	(\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
	ハンバーグ みりん	1. 個 2.5									

マーカーによる色分け



作る料理や提供する 児童生徒が毎日異な るため、色分けする ことで一目で注意事 項を確認できる

料理名

10-4. 調理から喫食まで

~材料・器具の準備~



①料理ごとに食材や器具を バットに分けてから調理

他の料理と混在しない

②調理器具に料理名を書いた シールを貼る

材料等の入れ間違いによる 混入を防止



10-5. 調理から喫食まで

~複数人での確認・器具の管理~



複数人で材料の確認をしながら調理

温度管理等、 衛生面の管理



10-6. 調理から喫食まで

~確実な盛り付け・バッグ詰め~

容器のセット



盛り付け









10-7. 調理から喫食まで

~確実な配送~

学校配送ケースへセット



各校の専用置場へお届け





配送業者へ受け渡し



10-8. 調理から喫食まで

~バックの名札の確認、受渡し~

学校名・学年・氏名はあっているかな?



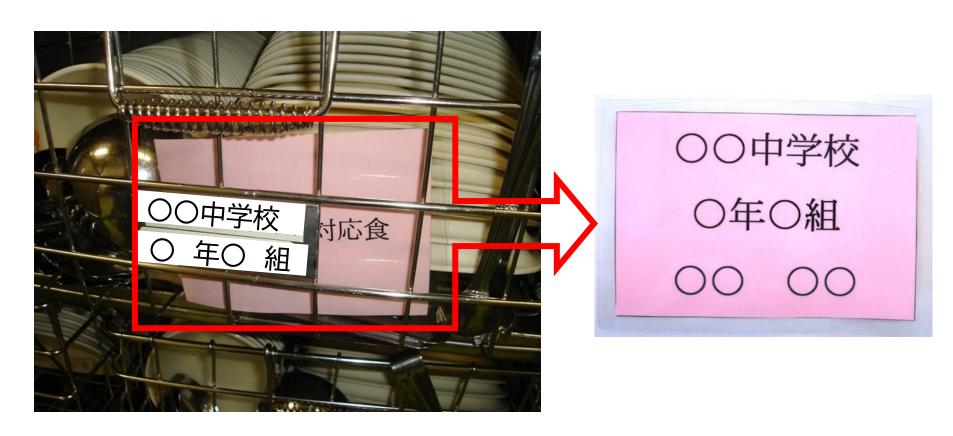


教室まで運びます



10-9. 調理から喫食まで

~ 学校での対応食確認方法① 食器かごカード~



対応食を提供する日は、クラスの食器かごにカードを入れてお知らせします。

10-10. 調理から喫食まで

~学校での対応食確認方法② メニューカード~



B 松本小 2年 北山 アレルギー 一般給食名 給食 対応食 キャベツのみそ汁 汁 主菜 ハンバーグりんごソース ポテトサラダ 副菜 献立表記載のとおり調理しました。 喫食前に児童と一般給食・対応食の配膳を確認しました。 問題なく食べ終えたことを確認しました。

上記について実施しました。 確認者

へんきゃくほうほう Lょっき ぶくろ い <返却方法> ・食器はビニール袋に入れる

通信欄(お気づきのことがありましたら、ご記入ください。)

コース 学校名

(西部・東部センター例)

しょっき ・メニューカード・食器かごカードはバックに入れる

名前(名字)

4/8

アレルギー対応食

【対応食名】 手作りハン

じゃが芋は含

バーグ

みません

10-11. 調理から喫食まで

~給食センターで返却チェック~

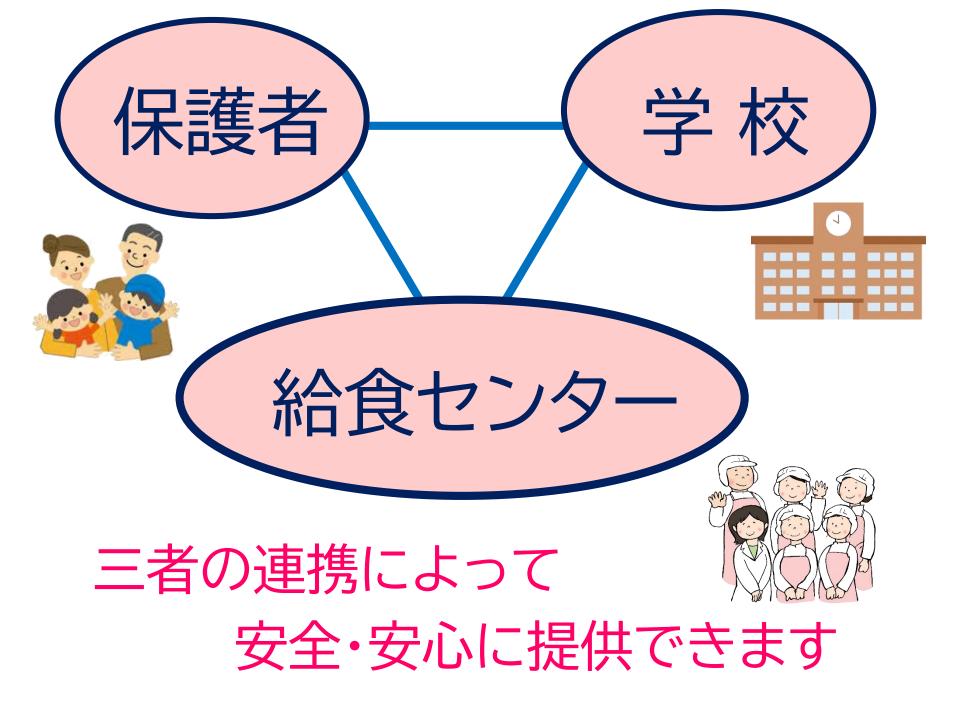
きちんと 食べて あるかな?





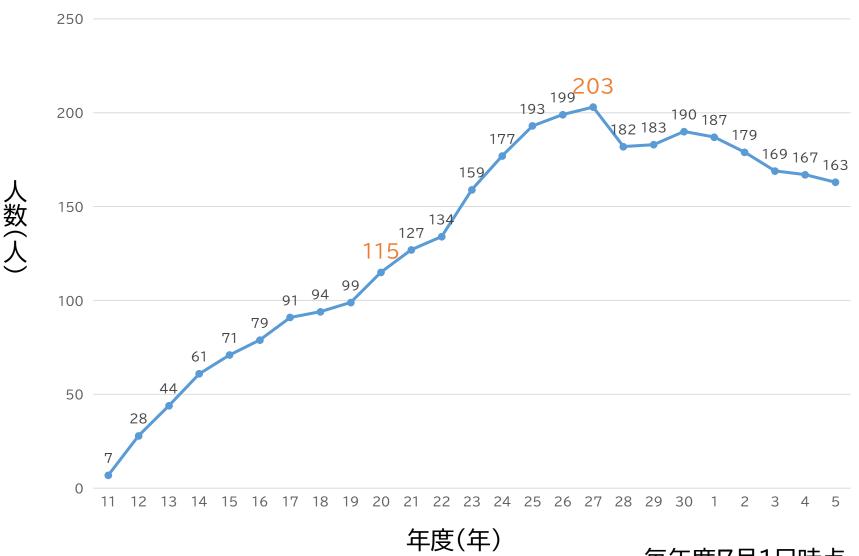
サインは しっかり あるかな?

サインがない等、誤食の可能性がある場合は学校へ連絡確認します。



11-1.解除に向けた取り組み





毎年度7月1日時点

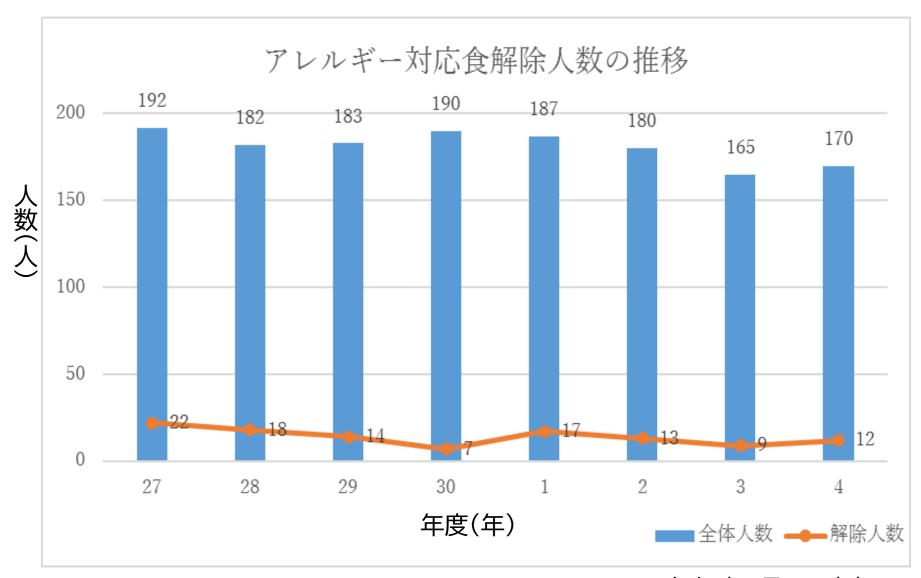
11-2.解除に向けた取り組み

1 食物アレルギーに関する最新の情報提供

2 アレルギー対応食提供児童生徒の 状況の聞き取り

3 解除に向けた進め方のアドバイス

11-3.解除に向けた取り組み



毎年度3月1日時点

12. まとめ

目標

- 1 アレルギーを有する児童生徒においても、 給食時間を安全に、楽しんで過ごすことが できること
- 2 食物アレルギーについて正しい知識をもってもらい、子どもたちの未来を考えた提供事業にしていきたい

そのために・・・

安全性を最優先とし、連携し取り組んでいく

13. アレルギー対応食の紹介

(松本市ホームページに掲載)

* ふたが閉まる容器に昆布と水を入れて、冷蔵庫で一晩おくと簡単に昆布だしが取れます♪



ホームページニ次元コード

事務連絡

1 議事録の確認のお願い

- ・本日の内容の議事録を作成し、後日、松本市のホームページに掲載します。
- ・委員の皆様に、議事録(案)を郵送またはメールでお送りしますので、ご確認をお願いします。

2 令和5年度(第2回)懇話会

- ・1月下旬から2月上旬の開催を予定しています。
- ・別途、委員の皆様に日程を連絡いたします。

事務連絡

3 懇話会で取り扱うテーマを募集します。

食品衛生の普及啓発及び食品の安全性に関して、知識や相互理解を深めるため、次回の懇話会で取扱うテーマをお寄せください。

- (例)
- ・食品の安全性
- ・農薬の安全性確保のための取組み
- ・食中毒を予防するため家庭でできること
- ・遺伝子組換え食品、ゲノム編集技術食品
- ・食品中の放射性物質の安全性
- ・ジビエ(野生鳥獣肉)の安全性確保の取組み

事務連絡

4 食中毒予防の動画の配信しています。

松本市公式Youtubeチャンネルで、食中毒予防の動画を配信していま

す。





画像をクリックすると松本市公式ユーチューブチャンネルに移行して動画が再生されます。





